

平塚市内の中小事業者向け

★交付対象拡大★

★申請期間延長★

最大 30万円を支給

平塚市中小企業等 賃上げ応援奨励金

従業員の賃金(基本給)を**↑**げる事業者を応援します!

待遇改善

従業員の
モチベーション
アップ

物価高騰
対策

人材の
流出防止

令和6年10月より交付対象を拡大し、申請期間を延長しています。

交付要件

基本給を**2%以上増加**に拡大

申請期間

令和7年1月31日まで延長

対象

① 市内に事業所を有し、常時雇用する従業員が10人以上である
中小事業者であること

期間延長!

② 令和5年10月1日から**令和6年12月31日**までの間に、
従業員の**基本給(手当で・割増賃金・賞与を除く)**を**一度の改定で**
2%以上増加させた事業者であること

対象拡大!

問い合わせ

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

☎ 0463-21-9758(平日8時30分から17時まで)

✉ sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

制度の詳細は
こちら →



期間延長!

申請期間

令和6年2月1日(木)から令和7年1月31日(金)まで 当日消印有効

※申請は1事業者につき1回限り。なお、予算の範囲を超えた場合は、期間内に受付を終了することがあります。

対象拡大!

奨励金

基本給を1人平均2%以上3%未満増加：20万円

基本給を1人平均3%以上増加：30万円

申請の流れ

次の①～③の手順に沿って申請ください。



必要書類

次の①～⑦の書類をすべて揃えて、提出してください。

- ① 平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業者情報調書(第2号様式)
- ③ 平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金誓約書(第3号様式)
- ④ 【法人の方】現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し
【個人事業主の方】確定申告書の写し
※創業期の場合は開業届の写し
- ⑤ 就業規則(賃金規程・賃金一覧表含む)
- ⑥ 賃上げしたことが確認できる賃金規程・賃金一覧表(変更前後)
※賃金規程等で賃上げが確認できない場合、所定の賃上げ実施表明書等が必要です。
詳細はホームページの募集要領を確認してください。
- ⑦ 申請日から3か月以内に発行された市税完納証明書の写し
平塚市固定資産税課(平塚市役所本館2階214番窓口)にて取得してください。

※その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

書類の提出先

次の宛先まで、郵送でお送りください。

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市産業振興部産業振興課
平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金 担当 宛

注:書類に不足や不備がある場合は、原則返送いたします。内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。また、申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。